

西ドイツ農業における国家独占資本主義

振 津 純 雄 訳

訳者まえがき

さきに本誌第二十一巻第三・四号所収の拙訳「西ドイツ経済の軍事化」と同じく、この資料もドイツ統一社会党付属社会科学研究所編「現代の帝国主義・西ドイツ国家独占資本主義」の第五版（一九六八年）を底本としている。前回の資料が第五章の全訳であったのに対して、これは第三章「国家独占的規制と独占利潤」の第三節「農業における国家独占資本主義」の部分である。本書はこの第五版をもって打ち切られ、西ドイツ現状分析の指針となる「ドイツ連邦共和国の帝国主義」が同研究所から刊行されているが、それはそれとして本書が六〇年代後半（初版一九六五年）にはたした役割は大きい。

西ドイツ農業における国家独占資本主義（振津）

故井上晴丸先生が特にこの部分の邦訳を求められたことがあったので、ここに先生への追悼の念をこめて掲載させて戴く。

参考までに第三章全体の構成を示すと次の通りである。

第三章 国家独占的規制と独占利潤

第一節 西ドイツ経済の国家独占的規制の基盤と目標

第二節 再生産過程の国家独占的調整の主要用具

- 1、公共投資、国家消費と国営企業
 - 2、租税政策
 - 3、補助金
 - 4、通貨政策と信用政策
- #### 第三節 農業における国家独占資本主義
- 1、「緑の計画」と「市場規則」
 - 2、農業における投資活動の国家的助成

3、農業生産の集積の国家的助成

第四節 ボンの経済政策における一層の「合理性」は何のため

か
総括

なお、訳文中（ ）内の数字は原注を示す。

× × ×

第三節 農業における国家独占資本主義⁽⁹¹⁾

工業のみならず農業生産とその販路もまた、西ドイツにおいては、広範な国家独占的規制に従わせられている。一見したところ、このことは矛盾しているように思われる。なぜなら工業とことなり農業においては、そのためにブルジョア国家が経済活動を遂行しているところの近代的な資本主義独占が欠けているように見えるからである。だが、農業が専らそれ自体としてではなく資本主義経済とその再生産過程の一部分として考察されるならば、その場合には、この虚偽の外観は消滅するであろう。

資本主義の諸条件下において農業は、商品生産の経済部門の一つに変えられ、その他の経済部門と密接に結合されて、資本主義生産様式の経済的合法則性に従属させられている。

このことは第一に、農民の分化、農業における資本主義企業の形成と大多数の農民のプロレタリア化を、そして第二に、農業にくらべて一層進んだ工業の発展水準をとおして可能となるところの非農業資本による農業生産者の搾取をひきおこす⁽⁹²⁾。農業は、非農業資本にとって重要な販売市場、実り多い投資領域、そして大きな原料供給者となっている⁽⁹³⁾。

独占の成立と金融資本の形成にともない、このような非農業資本による農業の搾取の過程は強められている。独占は、農業をその支配下におき、農業を独占利潤獲得のための源泉の一つに変えている。このことは、資本主義生産の社会化の増大の結果の一つである。それは、工業におけるとまさに同様に農業においてもまた、生産の一層の分業と専門化を生じさせる。ますます新たな生産活動が農業から分化され、農業用生産手段を生産するか、あるいは農産物を加工する自立した産業部門としてさらに一層発展させられている。結果において農業生産は、資本主義経済のその他の経済部門とますます密接に絡み合わされている。

固有の農業生産から分離した生産部門は、非農業資本のための活動分野となっている。このような部門における集積過

程は急速に前進しており、同時に独占による支配も前進している。それに比して、農業生産は生産の社会化の水準において立ち遅れているが、このことは、基本的には独占による農業生産者、とりわけ勤労農民の搾取の結果である。

工業に対してのこのような農業の立ち遅れから、生産の社会化、科学と技術の現段階において、独占資本の価値増殖に否定的な影響をおよぼす社会的再生産過程における紛糾が生ずることとなる。たとえば農業用生産手段を生産しているコンツェルンは、農業においてそれ相当の蓄積が行なわれる場合にのみ、その販路と同時にその生産を拡大することができ、農業物を加工する独占企業にとってもまた、このことは重要な問題である。このような企業の利潤は、とりわけ彼等が農産物を継続的に、かつ、それ相当の規模で受け取るかどうか、農産物が高度の質を有するか否か、そしてそれが有利な費用で生産されるか否かによっても大いに規定される。さらにまた、農業生産者が蓄積できるか否か、所与の技術的および科学的条件を考慮して生産を拡大できるか否かは、農業生産者の能力に依存している。

だが、蓄積に対する農業生産者の可能性は限定されている。

西ドイツ農業における国家独占資本主義（振津）

この限界を創り出しているのは、独占資本そのものである。なぜなら独占資本は、農業を食い物にして、農業からさまざまな方法で独占利潤を絞り出しているからである。このことによって独占資本の、なかならず農業と結合している独占の価値増殖条件と農業生産者の限られた蓄積可能性との間に深い矛盾が生ずる。今日、国家の援助がなければ、一独占資本の価値増殖のために行なわれている国家の経済活動なしに一独占だけでは克服することのできない再生産過程における紛糾は、窮極的にはこの矛盾からでている。このことは、農業のままで停止することのない科学、技術革命がこの矛盾を一層鋭くするので、それだけですすまず切実なものとなっている。

国家独占的規制は、農業の資本主義的發展を促進し、競争の圧力を強め、より大きな蓄積を強制している。国家の経済活動の援助をとおして独占ブルジョアジーは、工業独占の販売市場を拡大し、農産物と独占資本管理下における農産物の工業的加工との結合を助長し、農業資本主義的要素を強め、きわめてさまざまな方法で勤労農民のプロレタリア化を促進するような農業における一層拡大された再生産を遂行している。

1 「緑の計画」と「市場規則」

西ドイツ政府の農業政策の主要な目標は、いわゆる農業の構造改革である。そしてこの背後に隠されているのは、さまざまな形態における農業生産の資本主義的な社会化とさまざまな国家的措置による科学・技術的進歩の急速な遂行にはかならない。農業構造改革は、西ドイツ政府によって行なわれているEEC政策ときわめて密接に結合されている。西ドイツの独占は、自己の優勢を志向するあまりに、EECの一層の発展に対して最も深い関心を示し、それ故にまた共同農業市場の形成をも弁護している。勿論、EEC諸国のもとは、多くの矛盾が現われている。それらは特に、第三国からの農産物輸入と将来の統一的な農産物価格水準の問題において明白となっている。

西ドイツは、第三国からの農産物輸入をできる限りふやそうとしている。なぜなら、このことは、相殺取引の方法で西ドイツの工業独占に、その輸出の一層の拡大を許すからである。したがって西ドイツ政府は、フランスの熱望する農業部門におけるEECのアウトタルキーを拒絶している。かくして

農産物価格の領域についていえば、EEC農業市場の形成とともに成立する新たな競争条件によって、西ドイツの農産物価格水準は、EEC域内における現在の最高農産物価格水準よりも低くされることになるであろう。西ドイツ政府は、このことが幾十万の中小農民経営、さらにまた大農民経営の没落を惹起するであろうというをはっきりと知りつくしている。このことこそ農業「構造改革」の意味するところであるが、しかしその際、西ドイツ政府は農民暴動を恐れており、そのために国内政治の困難を巧みに切り抜けることを余儀なくされている。これと同時に西ドイツ政府にとって特に問題なのは、その支配の社会的支柱として農民を維持し、ドイツ民主共和国の発展の西ドイツ農民への影響を和らげることである。

EEC農業市場の形成に関して、キリスト教民主同盟は、いかなる不利な結果をも期待すべきでないことを西ドイツ農民に勧告しようとしている。かくしてたとえば、その「農業政策行動綱領」において次のように明言されている。「EEC域内における(西)ドイツ農産物価格水準の維持は、農民経営の存在にとって決定的な前提である」⁽⁹⁴⁾。だが今や、西ドイ

ツ政府ならびにキリスト教民主同盟が、さまざまなEEC条約に署名することによって、遅くとも一九六六—一九六七年以降に西ドイツ農産物価格水準を低下させるのに同意したことは、決して秘密ではないのである。

一九六四年一月三〇日、西ドイツ政府は、西ドイツ農民にとつて農場渡し価格のはっきりとした低下を含むEEC域内での穀物価格の平均化に同意することを決定した。同時に、一〇月にはまだ連邦首相エアハルトによつて選挙戦術上の理由から主張されていたEEC農業政策における「強硬方針」が、支配的独占グループの権力政治的目標のために放棄された。だが、このことは、それによつてEEC農業市場における矛盾が除去されることを意味していない—西ドイツ政府がEEC委員会の提案に基づいて、軟質小麦のトン当り価格を四七五ドイツ・マルクから四二五ドイツ・マルクへ引き下げることと同意したにもかかわらず—。このことによつて、穀物生産からの農民の所得は削減される。消費者もまた、この価格低下からどのような利益をも期待すべきではない。なぜなら独占企業は、依然として穀物からつくられた食料品の販売価格を従来水準に堅持しているからである。

西ドイツ農業における国家独占資本主義（振津）

西ドイツ農民への即座の反作用を回避するために、穀物価格の平均化は一九六七年に始めて有効となることになっている。このほかに農民は、有効期間がいささかも明らかでない補償支払金を受け取ることになっている。だが、このような補助の大部分は、経営の売上高に依存するであろう。それ故に補助は、西ドイツ農業において経済的に強力な、したがって資本主義的な企業に大いに与えられることとなるであろう。今までのところ、この補償支払金についてなお問題なのは、それがきわめて一般的な約束であるということである。なぜなら今日いまだに、その金額と財政上の資金準備について一致していないからである。

このことによつて、キリスト教民主同盟と西ドイツ政府のEEC農業政策から生ずる西ドイツ農民に対する諸結果を欺き去ろうとする一切のデマが、明らかにされる。「農業政策行動綱領」のなかへ農民の一連の要求を取り入れることは、右のことを少しも変えるものではない。かくして、たとえば租税負担の再検討、義務保険の拡充、傷害補償年金の増額、老人扶助の拡大、教育の可能性と専門的な成人教育の都市圏との均等化、および農婦に対する労働の軽減が約束されてい

る。

それ故に全体として、キリスト教民主同盟は、その「農業政策行動綱領」において、独占資本のために農業のこれ迄の国家的規制措置を弁護しているのである。その際に勿論、いわゆる構造改革とE E C農業市場の諸条件への西ドイツ農業の適応が、公然たる社会的衝突なしに、しかも農村における独占的支配の社会的基礎を維持しながら行なわれるということが、一層重要視されている。

すべてこれらのこと―独占利潤の源泉として農業を發展させること、現代の支配体制の社会的支柱として農民を維持すること、西ドイツにおける支配層の侵略計画に農業を従属させること、特に両体制間の経済競争を考慮して農業生産における科学・技術進歩を遂行すること―は、農業の国家独占的規制をとおして保証されることになっている。

既述の国家的規制措置の大部分は、一連の特別措置によって補完される。これらすべては、西ドイツ農業の国家独占的規制の包括的な体系を形成している。その際、一九五五年九月五日、西ドイツにおいて可決された農業法は重要な地位を占めている。この法律によれば西ドイツ政府は、毎年、農業

發展に関する報告、「緑の報告」を連邦議会に提出すること
を義務づけられている。その後これを基礎として「緑の計画」―これは、その年の農業の財政補助金に関するまとめである―が作成され、政府によって可決される。

「緑の報告」は、基本的に西ドイツ政府と独占にとつての土台を提供する任務を持っている。その際これらの報告は、とりわけ資本主義的農業経営の發展に関する情報を与えている。農業法第四条において、「秩序ある指導のもとに農民家族の経済的存在を持統的に保証する」⁽⁹⁵⁾ような農業経営の記帳結果と土台のみが評価されることが規定されている。このことによつて小農民経営、さらにまた中農経営の圧倒的部分までも「緑の報告」における考察から除外されている。

このような事情から当然ながら「緑の報告」と「緑の計画」は、西ドイツ農業政策の勤労農民への結果をごまかし、現実において存在していない西ドイツ農民全体に対する配慮を巧みにみせかけている。特に勤労農民のもとにおいて増大しつつある不安に直面しながら、このような「緑の報告」と「緑の計画」の目的がますます前面へでている。

次表は、「緑の計画」における財政支出の推移を説明して

表31 「緑の計画」における財政支出の発展、
単位10億ドイツ・マルク(97)

年度	I	II	III	IV	総 額
1956	249.5	304.0	62.0	—	615.5
1960	662.5	690.0	112.0	—	1471.0
1962	805.0	1040.0	224.0	66.5	2135.5
1964	905.0	1181.7	241.5	128.0	2456.2
1965	935.0	1882.0	320.1	152.5	3289.6※
1966	916.0	1730.0	329.6	150.0	3126.1※

I. 農業構造および農業の労働と生活関係の改善
 II. 農業人口の収入状態の改善
 III. 低利信用
 IV. 市場構造の改良
 ※ E E C調整援助を含む。このことから1965年度と1966年度については、IからIVまでの金額と総額との間の差異がでている。

計画」の支出は、一九六五年度にくらべて、ほぼ五%の下落を示している。このことは、西ドイツの軍備負担の結果として生じているポンの財政窮迫から説明される。これによって生じた赤字財政を補うために、特に農業に対する支出も切りつめられた。「緑の計画」における個々の項目をさらに詳細に観察するならば、とりわけ独占の利益に適応し、農業資本主義的要因を促進するような支出が問題であることが明

西ドイツ農業における国家独占資本主義(振津)

いる。全体として考察された期間における「緑の計画」の財政支出は、ほぼ四・四倍増えている。勿論、一九六六年度の「緑の

らかとなる。かくして、たとえば第一項のなかには、耕地整理⁽⁹⁸⁾、拡大、および転住⁽¹⁰⁰⁾のような措置に対する支出が含まれている。これらの実施は、土地の集積に基づく農民生産の集積を全体として促進することを志向している。

西ドイツ農業政策のデマゴギーを特に明らかにしているのは、第一項のなかに老人扶助も現われるという事実である。老人扶助は、農民が年齢限界に達した際、自分の農業経営を放棄する場合に、農民が要求することのできる一種の年金である。このようにして、必要な社会的支出が「構造改革」を促進するために利用されている。

第二項の支出(収入状態の改善など)もまた、資本主義的農業経営の生産と販売を著しく助成するような目的に役立っている。全体として問題となるのは、たとえば既に廃止されたディーゼル燃料補助金あるいは肥料補助金の如く、農民生産手段を生産する独占企業の販売の促進に役立つ補助金である。

「緑の計画」の第三項(低利信用など)もまた、構造改革に役立っている。農業地代銀行の方針にしたがって、西ドイツ農業政策の意味で振興するのにふさわしい経営が、辛うじて

信用―しかも中期および長期の信用―を受け取っている。だが、このことは、中小農業経営にとって信用を受けることが実にきわめて困難であるか、あるいは、もはや全く不可能であることを意味している。そのために農業大経営との競争戦における彼等の地位は、著しく悪化されている。このことが、窮極的に彼等の没落を推進させている。第Ⅲ項においては、主として「水平的および垂直的結合経営」に対する、つまり、ますます大きな意義を獲得している農業生産の独占化の二形態に対する援助が明示されている。このことには、その他のこととの関連においてさらに一層詳しく立ち入らねばならない。

アロイス・エッガー、バイエルン農民連盟総書記が既に一九六三年に次のように確認したことは、緑の計画の成果に対してますますあてはまっている。「八つの緑の計画の決算として我々が確認せねばならないのは、一九五五年以降、農業とその他の産業の間の経済状態の均衡がいささかも実現されていないことである。農業は、周知の大きな成果にもかかわらず一般的な経済発展に歩調を揃えることができなかった。それは、むしろ遙かに取り残されている。農産物価格が長ら

く固定されているのに、他方では費用が不断に増加し、農産物売却代金の購買力がひきつづき悪化して、労働生産性の経営経済的合理化と上昇がますます高価で困難なものとなっている。基本的には家族労働者が賃金を断念することによってのみ可能であった機械化と合理化にもかかわらず、平均的な農民経営における労働過程は、多くの場合もはや長らくはもちたえられないような農民家族への過当な要求をもたらしている……」⁽¹⁰⁾これは、西ドイツ農業政策の農民敵視の性格を全く適切に評価している。この事実のなかで明らかにされていることは、西ドイツ農業政策が独占資本の利益によって規定されているということにはかならない。

「緑の計画」とならんで市場規則は、西ドイツ農業の国家独占的規制の重要な道具である。一部の農産物に関する特殊な西ドイツ市場規則は、既に「EEC市場規則」に取ってかえられた。全体として農業生産の八六%が市場規制下に置かれており、EEC委員会の意向によれば、そのうえ九〇%以上がそうならざるをえない。

市場規則の目的は、国家が農産物価格を規制し、したがって農業生産をも規制することである。その際、諸措置の全階

梯が国家によって利用される。それらは、輸入割当制、輸入停止期間、関税および課徴金による輸入の規制と制限による品質規格の制定から詳細な価格決定にまでおよんでいる。特に重要なのは、国営の輸入・貯蔵所をとおして行なわれる農産物輸入の監督である。市場規則は、農産物の輸入、農産物貯蔵品の放出、または倉入れをとおして価格運動に対し意のままに影響をおよぼすことができる。個別的には、穀物に対する、果物、野菜および馬鈴薯に対する、豚、豚肉、卵および家禽に対する、脂肪および牛乳に対する、ならびに砂糖に対する市場規則がある。

2 農業における投資活動の国家的助成

さて、どのような方法で農業の国家独占的規制は、独占資本の価値増殖を改善するのに貢献してきたか。まず第一に、農業の国家独占的規制は、特に「緑の計画」と市場規則をとおして、農業生産を独占の権力政治と貿易政策の考慮に従わせることを独占に可能にした。その際、特に問題なのは、西ドイツの農業生産と農産物輸入を、工業独占に輸出を拡大させこの事業からの利潤を高めるのを許すような関係において

西ドイツ農業における国家独占資本主義（振津）

おくことである。同時に、西ドイツ政府は、一既述の如く一第三国からの農産物輸入を維持しようと努めている。それ故に西ドイツ政府は、農業部門におけるEECのアウトタルキーに反対し、このことがEEC加盟国、特にフランスとの不断の摩擦の源をなしている。

独占の利益に適応した農産物輸入規制がいかに重要であるかを証明しているのは、たとえばアメリカ産チキンのEEC諸国への輸入妨害によって呼び起されたアメリカ合衆国とのいわゆるチキン戦争である。アメリカ合衆国政府は、直ちに對抗措置をとって、あらゆる部門の生産物、たとえばトラックに対する、コニャック、糊精などに対する関税を高めた。

この関税引き上げの総価値は、二五四〇万ドルに達した。ドイツ工業連盟の工業・農業報告の責任者フランツ・ヴァルターマンが述べたように「そのうち連邦共和国だけで、一二九〇万ドルになった。ほとんど専らフォルクス・ワーゲン社、しかもアメリカ合衆国へのフォルクス・ワーゲン運搬車の輸出が問題にされた。⁽¹⁰²⁾このことからヴァルターマンが引き出した結論は、農業政策がとりわけEECについてもまた以前よりもなお一層、大独占企業の輸出利益に役立つにちがいない

いということである。これと関連して、彼はまた高い西ドイツ穀物価格を低めることをも主張した。

したがって西ドイツの農業政策は、最大限に工業独占の輸出利益を助長しようと努めているということが出来る。これに反して農民の、特に中小農民の利益についていえば、それらは犠牲に供されている。この点に関して「ヴェルテルンベルク農業週報」は、次のようにきわめて適切に書いている。「輸出が重要な問題となる時は、ベルク(フリッツ・ベルク、ドイツ工業連盟の会長であり西ドイツ独占資本の代表者―著者)のような人は、(西)ドイツ農業をすぐさま犠牲に供する⁽¹⁰³⁾」。

だが、西ドイツ国家の農業部門への規制活動は、工業独占の輸出利益のためにのみ重要なものではない。このことにくらべればさほど重要でないにしても、規制活動は、独占にその資本の高度な価値増殖、計画的な利潤着服を保証する拡大再生産の諸条件が農業部門において可能となるためにこそまさに重要なのである。既にあげられたドイツ工業連盟のフランツ・ヴァルターマンは、この点について、西ドイツ農業政策への要求のなかで次のように表現している。「加工産業は、

第三国に対する競争能力上の理由から、有利な原料価格に関心をもっている。高すぎる価格は、……加工産業を劣悪な競争上の地位へ立たせる。このような産業は、農業生産の六五ないし七〇%を加工のために受け入れる……。この産業は、よく機能する農産物市場の維持に関心がある。このことは、特に農業の購買力に直接依存しているところの農業へ資財を供給する産業にあてはまる⁽¹⁰⁴⁾」。ここでは、もしも農業において急速なテンポと大きな規模で拡大再生産が行なわれる場合にのみ、特定の独占グループとある程度においては総独占資本は、その活動段階をそれに相応して有利に拡大できるといふことが、適切な言葉で述べられている。

国家独占的規制の援助をもって、独占は、農業経営の蓄積能力を制約させるような―資本の貧弱な規模と資本の長期の回転期間、資本の一部分の土地への投下下のような―影響を与え、そして制約を克服することなく制約を次々と設けてゆく。この結果、農業の資本主義的発展が促進され、新たな競争関係が創り出されて、独占資本が国家の規制活動の助けにより農業生産者を一層完全に、かつ、その価値増殖欲の新たな形態にしたがわせる。

このような観点からのみ、農業における個々の国家独占的規制措置の、特に「緑の計画」と市場規則の作用が考察される。 「緑の計画」に含まれている財政支出の大部分（たとえばディーゼル燃料補助金および機械と技術施設の設置のためのその他の措置）は、農業経営に対して生産を機械化し合理化するための刺戟を創り出している。同様の方法において、西ドイツ政府により既に一九五四年以降行なわれている利子切下げ措置—これにともなつて長期信用の利子率が六・五%からせいぜい三%へと低められた—が作用している。それは、農民に信用の方法に基づいて、その投資活動を農民自身の可能性を越えて拡大させる。市場規則もまた、農業生産者に

高い蓄積を強いている。ここでは代表的に、一九五一年二月二八日の牛乳および脂肪法を参照するにとどめよう。かくしてこの場合には、たとえば十分な光と空気が供給され、水道設備と糞尿流出口をもつ衛生的に非の打ちどころのない厩舎が必要とされている。これによって特に牛乳の農場渡し販売価格の決定と例外の承認が行なわれるのであるから、それに適応した改築あるいは新造された厩舎ができてくることになる。同様に作用するものとして、家畜飼育に関する規定、

西ドイツ農業における国家独占資本主義（振津）

家畜の給餌と世話に関する規定、搾乳過程、牛乳引き渡しと牛乳の脂肪含有量に関する規定がある。したがつてこの場合、農業経営における投資活動に影響をおよぼすために、消費者に対する正当な保護措置と加工産業に対する品質規定が余すところなく利用される。

国家独占的規制によつて農業に創り出された投資強制が、大工業独占によつて農民を収奪するため、いかに利用しつくされているかの見本例を提供しているのは、肥料の購入である。一九六三年に至る迄、肥料の販売は、「緑の計画」によつて補助されていた。このため農業経営は、その肥料消費を高めるように活気づけられた。このことは当然ながら、農業経営の生産性に効果を現わし、農業経営間における不均等発展を強め、相互に競争を激化させるようにした。一九六四年以降、この補助金が廃止されたので、西ドイツ農民は一層高い価格を支払わねばならない。⁽¹⁰⁵⁾にもかかわらず、西ドイツの三大肥料生産者、ルール窒素株式会社（ポプム）、ヘキスト染料株式会社（フランクフルト/マイン）、およびパディッシュ・アニリン&ソーダー工業株式会社（BASF）（ルードヴィヒスハーフェン）は、販路と利潤を確実なものとし

ている。というのは、競争上の諸理由から、農業生産者は肥料を絶対必要としており、その購入をさらに一層拡大せねばならないからである。同時に、この三化学コンツェルンは、すべての大手の西ヨーロッパ窒素生産者とカルテルを結んでいる。そのためEEC域内における価格引き下げが、妨げられている。このことによつて西ドイツ窒素工業は、西ドイツ農業の要求する価格より半分も低い価格でEEC域外諸国へ、その生産のほぼ四〇%を輸出することができる。つまり、西ドイツ農民は、實際上、肥料工業の輸出に補助金を与えねばならないのである。このことは、農業から高利潤をうるための、西ドイツ国家と独占の協力の狡猾性を示している。

このようにして国家独占的規制は、農業における投資の発展をきわめて基本的に規定してきた。いかなる規模と水準において、このような発展が行なわれているかは、表32から見とることができる。

この表から第一に、明らかなのは、一九五六／一九五七年から一九六二／一九六三年の期間に総設備投資(一九五〇年の価格)が一四二億ドイツ・マルクの規模に、そして純設備投

資が一四二億ドイツ・マルクの規模に達していることである。これは、農業の国家独占的規制の現行体系がなお十分に発達させられておらず、そして特に「緑の計画」がいまだ存在していなかった一九五〇／一九五一年から一九五五／一九五六年の期間にくらべて、一〇六%ないし一七〇%の設備投資量の増大である。農業法の通過および農業法において準備されている国家の規制措置によつて、農業の拡大再生産が促進されている。二つの期間について純設備投資の総設備投資に対する割合が見られるならば、このこともまた確認されるであろう。一九五〇／一九五一年から一九五五／一九五六年の期間については、この割合は三二・四%に達し、したがつて一九五六／一九五七年から一九六二／一九六三年の期間については、それは一一・二%高められた。

一九六一／一九六二年以降、一部は一時的な理由から、一部はたとえばシュレップェルンによれば需要の一定の充足からも、農業投資が減少した。とはいえEEC農業市場の発展とそれによつて生じた競争圧力とに関連して、農業投資は再び増大している。かくして、たとえば一九六四／一九六五年において、総投資(一九五〇年の価格で評価して)は、ほぼ七%、

表32 西ドイツ農業における設備投資の発展

I 総投資 (単位: 100万ドイツ・マルク)(106)

年 度	時 価			1950年の価格		
	建物	機械	合 計	建物	機械	合 計
1950/1951	165	725	890	153	718	871
1956/1957	580	1517	2097	440	1175	1615
1957/1958	660	1730	2390	485	1309	1794
1958/1959	740	1930	2670	522	1460	1982
1959/1960	830	2196	3026	549	1440	1989
1960/1961	920	2650	3570	566	1897	2463
1961/1962	1000	2490	3490	569	1715	2284
1962/1963	980	2340	3320	502	1578	2080

II 純投資

年 度	時 価			1950年の価格		
	建物	機械	合 計	建物	機械	合 計
1950/1951	-295	425	130	-274	421	149
1956/1957	42	745	787	32	577	609
1957/1958	114	871	985	84	659	743
1958/1959	179	971	1150	126	725	851
1959/1960	240	1131	1371	159	840	999
1960/1961	292	1483	1775	180	1061	1241
1961/1962	339	1191	1530	193	820	1013
1962/1963	253	927	1180	130	625	755

純投資は、ほぼ一三%だけ一九六二—一九六三年のそれらを上回っている。

第二、右に作成された表は、農業の投資活動が、工業によって生産される農業生産手段への需要を高めたことを明らかにしている。受益者は、とりわけ機械製造業と建築業であった。

西ドイツ農業における国家独占資本主義(振津)

ぼした。

第三、時価と不変価格における設備投資の比較から、価格をとり上げるために、独占が国家的規制によって刺戟された農業における投資活動、ならびにそれと結合した農業生産手段への需要の拡大をいかに利用しつくしてきたかが、明らかとなる。そこから独占は、追加利潤を汲み取ることができた。

総設備投資は、時価にして一九五六—一九五七年から一九六四—一九六五年迄の期間に、ほぼ二八四億ドイツ・マルクに達した。そのうち、ほぼ七二%が農業機械へ、そしてほぼ二八%が建築物へ投資された。このことがこの両部門における資本の価値増殖にとって少なからぬ意義をもっていたことは、これ以上証明するまでもない。ここに存在するコンツェルンは、大きな利潤を獲得し、それ自身の投資活動を拡大することができた。そしてこのことは、他方では国民経済の総再生産過程に対して刺戟的な効果をおよ

このことは、今日まで継続されている。一九五八／一九五九年から一九六四／一九六五年迄だけで、新造建築物と建造物の維持についての物価指数は、四〇%上昇している。⁽¹⁰⁷⁾

かような市価のつり上げは、当然ながら農業生産者の投資可能性を制約している。そしてこのことが、独占資本の価値増殖欲と農業の蓄積能力との間の紛糾を改めて生じさせている。これによって、農業における国家独占的規制の限界が明らかとなる。農業における国家独占的規制の基本的な出发点は、独占資本の価値増殖欲と農業生産者の制限された蓄積能力との矛盾であった。国家独占的規制は、一時的には、この矛盾を解決することができる。だがそれは、その本質上、独占利潤の計画的な規制であるが故に、さらに高度な段階における矛盾の再生産という犠牲を払うことよってのみ、この矛盾を解決できるにすぎない。このことは、農業における国家独占的規制によって惹起される諸変化が考察されるならば明らかとなる。投資活動の拡大は、疑いもなく西ドイツ農業における科学・技術進歩の貫徹を促進してきた。このことに関する特徴の一つは、農業生産におけるトラクター（シュレPPER）の使用である。農業部門におけるシュレPPER現有

数は、次のように発展した。⁽¹⁰⁸⁾

一九五五／一九五六年とくらべて、一九六四／一九六五年には、シュレPPER数は二倍をやや上回り、馬力数はほぼ三倍に高まって、一〇〇ヘクタール当りの馬力数は二・七倍に増加した。モーター動力は、農耕における主要なエネルギー源である。これによって農耕における多数の他の機械や器具の投入に対する、およびそれと同時に農業生産の機械化に対する基本的条件が發展した。西ドイツ農業には、一九六五年に一二万台のコンバインが存在していた。同年に農業経営において、一〇〇万をこえるミルカーが使用された。⁽¹⁰⁹⁾

畜産業の一部の分野、たとえば家禽の飼育においては、自動給餌施設が普及し始めている。工業的な方法は、ますます多く西ドイツ農業へ入ってきている。これとならんで化学化が、農耕と畜産業にとってますます多くの意義を獲得している。かくして、たとえば購入肥料の利用の發展は、表33から明らかである。

植物防除薬やその他の動植物の成長を促進する化学薬品の使用も、同様の發展を遂げた。このことは、農業生産への生物学的影響の増大ときわめて密接に結びついている。収穫が

	1950/1951	1955/1956	1964/1965
シュレッパ (単位: 1000)	139	461	1107
シュレッパ (単位: 1000)	3267	8990	24195
農地の100ヘクタール当 りのシュレッパ馬力	23.1	63.1	171.2

らぬ増大のなかに反映されている。表34は、これに関する有益な像を伝えている。

一九四九/一九五〇年から一九六四/一九六五年の期間において、農業生産の総価値は、一一億ドイツ・マルクから約二九〇億ドイツ・マルクへと増大した。同一期間において

西ドイツ農業における国家独占資本主義(振津)

害虫駆除剤の投入によって、その量と質において高められた原因は、何よりも先ず第一に農業生産への生物学の影響の増大によるものである。同様のことは、畜産業にあてはまる。ここでは、蛋白飼料を用いること、ホルモン、ビタミン等々の使用が飼料量一定のもとで成績の向上に貢献した。

農業生産の機械化と化学化ならびに生物学の知識の利用の増大は、農耕および畜産業における生産性を高め、費用の節約に導いた要因であった。このことは、農業生産の少な

表33 西ドイツ農業における
購入肥料の消費⁽¹¹⁰⁾

肥料の種類	1950/1951年		1964/1965年	
	1*	2**	1*	2**
窒素(N)	362	25.6	785	55.5
磷酸塩(P ₃ O ₅)	468	29.6	816	57.7
カリ(K ₂ O)	659	46.7	1184	83.8
石灰(CaO)	672	47.5	554	39.2

* 1=肥料成分1000トン

** 2=食料品農用地 1 ha. 当り肥料成分 kg の消費

発展と労働力とを比較するならば、きわだつて浮彫りされる。

一九四九/一九五〇年においては、一労働力七・八トン、そして一九六四/一九六五経営年度においては、二七・九トン穀物単位を生産した。つまり、労働力当りの食料品生産は、二五六%上昇したのである。

だが、この注目に値する成果から、農業生産者の大多数、

市場生産に基づく売上げは、ほぼ八〇億ドイツ・マルクから約二四〇億ドイツ・マルクへと上昇した。

このような農業生産の増大は、農業に従事する労働者が著しく減少しているにもかかわらず、達成されたのである。それは、穀物単位による食料品生産の

表34 西ドイツ農業生産の発展（100万トン穀物単位）(111)

年 度	総土地生産	食糧品生産*	全労働者 (単位：1000人)
1949/1950	36.92	30.76	3885**
1951/1956	45.65	39.75	3172
1964/1965	49.22	53.63	1918

* 総土地生産に比べ農業生産の一層急速な成長の原因は、動物性生産における輸入飼料の投入の増加に帰せられる。

** 1950/1951年度。

つまり勤労農民の状態と地位が独占資本にくらべて実質的に改善された、あるいはそれどころか根本的に変化したなどということが結論づけられてはならない。国家独占的規制によって創り出された投資強制は、西ドイツ農業の負債の増加によって購われている。純投資と農業他人資本の増加の比較は、このことを明白に現わしている。

西ドイツ農業の公表された借金負債は、一九六五年七月一日に一八八億ドイツ・マルクに達

した。だが、これは負債のすべてではない。このことは、小農経営が信用機関から信用を受け取っていない—なぜなら小農経営は、「振興させるにふさわしい」経営のカテゴリーに入っていない—から—ことと関連している。いずれにせよ小農経営が存在し続けようと望むならば、それは、その他の信用

表35 農業用建築物と機械
に対する純投資と農業
の他人資本の増加

(単位：100万ドイツ・マルク)(112)

年 度	純投資	農業の 他人資本
1956/1957	787	928
1957/1958	985	838
1589/1959	1150	800
1959/1960	1371	1093
1960/1961	1775	1055
1961/1962	1530	1486
1962/1963	1180	1146
1963/1964	1490	1181
1964/1965	1835	1874

を、特に商品協同組合や非協同組合的取引における商人から獲得しないわけにはゆかない。

かのような、いわゆる浮動的債務を考慮する際、農業の借金の負債総額が、二四〇億ドイツ・マルクと二六〇億ドイツ・マルクの間を動いているのは当然であろう。そのうえ、年間一六億から一七億ドイツ・マルクの額にも達する利子負担が生じている。この金額は、銀行ならびに大工業および商業企業のポケットへ流入している。

とりわけ一九六四/一九六五経営年度における純投資と新負債の比較から、農業における拡大再生産全体が多かれ少なかれ他人資本をもって資金調達されていることは明らかである。このことは、どの程度まで農業が国家的規制の援助にもなつて独占資本の搾取領域となつているかを、もう一度確

認しているにすぎない。

3 農業生産の集積の国家的助成

表36 西ドイツ農業経営数(113)

経営規模 ha/LN	1949年			1965年		
	1	2	3	1	2	3
0.5—2	602.6	100	4.8	393.1	64.5	3.2
2—5	551.1	100	13.7	321.9	58.0	8.3
5—10	404.5	100	21.1	292.4	72.0	16.5
10—20	256.9	100	26.1	292.1	119.0	32.4
20—50	112.7	100	23.9	135.0	120.2	29.8
50—100	12.7	100	6.5	14.4	113.0	7.2
100及びそれ以上	3.1	100	4.2	2.1	67.9	3.6

1=経営数(単位:1000)。

2=経営数の指数。

3=農用地面積に占める個別経営規模グループの百分率。

国家独占的規制の、いま一つの基本的な結果は、農業の資本主義的發展、農業の集積過程が多数の農民の没落と結びついて促進されたというところにある。農業は、包括的に、かつ深く独占資本の利益に従属させられた。この過程に関する一しかも土地

の集積に関する一さしあたりの全体的な概観を与えているのが表36である。

この表によれば観察期間内において、農用地一〇ヘクタール以下の経営数は、ほぼ五〇万以上減少し、農用地面積に占めるその割合は、三九・六%から二八%へと低下している。西ドイツ農業における兼業経営全体の九〇%以上もまた、このグループへ滑り落ちていく。その際、問題なのは、農業経営外でその所有者が主な生業に専念している経営である。

機械化に関するもまた、このグループは不利な立場にある。かくして、たとえば一九六〇年においては一〇ヘクタール以下の経営全体のうちシュレPPERと運搬機を使用したのは、ほぼ五五%であった。五〇ヘクタール以上の経営においては、ほとんどすべての経営が使用していた。シュレPPER型の使用については、一〇ヘクタール迄の経営においては、それはなおシュレPPERを持っている者のうち三二%の割合であった。これらのグループにおいては、相応の追加器具を手するのに必要な資金が明らかに欠けていた。屋内経営の機械化においてもまた、小企業は、農耕に比して大企業よりもさらに一層遅れている。こういっただけのことから、経営

規模別の労働生産性における著しい相違も生ずる。西ドイツの評価によれば、五〇ヘクタール以上の経営における一九五九/一九六〇経営年度の一労働力当りの経営収益は、一〇ヘクタール迄の経営を超えること約七三%であった。⁽¹¹⁵⁾

一〇から一〇〇ヘクタール迄の経営についていえば、一九四九年から一九六三年迄に、その数と農用地面積に占める割合も増加した。とはいえ、この事實は、個々のグループ間に著しい相違が存在していること、およびその経済的地位に基本的な変化が生じていることを隠蔽することはできない。かくして、たとえばドイツ労働組合総同盟傘下の園芸・農林業労働組合の元議長、連邦議會議員フレーセは、「緑の報告と一九六四年度緑の計画」に関する連邦議会の討論において、二〇ヘクタール以上の経営について四経営のうち一経営だけが、なお賃労働者を雇用していることを指摘した。⁽¹¹⁶⁾つまり、大農層もまた、ますます分化過程に捉えられて分解されている。彼等の多数が、勤労農民に転化しているのに対して、少数部分とりわけ五〇と一〇〇ヘクタールの間の経営が、一層大きな農業資本主義的経営へと発展することに成功している。

このことは、農用地一〇から一〇〇ヘクタール迄の経営間

の生産性格差を考察するならば、同様に確認されるであろう。その場合には、二〇から五〇ヘクタール迄のグループの一労働力当りの売却代金がほぼ四三%、そして五〇ヘクタール以上のグループの売却代金がほぼ六五・五%だけ、一〇から二〇ヘクタールのグループの売却代金を超えていることが明らかとなる。二〇から五〇ヘクタール迄のグループと比較して、五〇ヘクタール以上の経営における一労働力当りの売却代金は、ほぼ一五・七%だけ高い。⁽¹¹⁷⁾農業生産の重点は、ますます五〇ヘクタール以上を有する経営へと転位している。「一九六六年度緑の報告」においてなされた、相異なる土地利用システムと経営規模別分類において達成された労働所得による比較賃金の達成度にかんする報告もまた、このことを裏書きしている。農用地一〇から二〇ヘクタールのグループにおいて、そして農用地二〇から五〇ヘクタールのグループにおいてもまた、きわめて僅かの土地利用システムのみが、協定賃金を保証した、あるいは上回りさえした勤労所得を達成しているにすぎなかった。これを達成した経営の主要部分は、五〇ヘクタール以上のグループのなかにあった。⁽¹¹⁸⁾

このような発展は、独占資本のための農業における西ドイ

ツ国家の規制活動の効果を反映している。西ドイツ農業政策は、一〇〇万の勤労農民ならびにまた大農経営すらの没落を犠牲として相応の資本蓄積が遂行されているという意味における西ドイツ農業の「構造改革」を熱望している。同時に、西ドイツ農業の一層広範な分業と専門化がこの過程と結合しているので、農業生産手段を生産している独占にとって販売市場が拡大されるであろう。同様にまた、EEC市場への農業の改善された編入も、それ相応に工業独占の輸出利益を可能にするであろう。

だが、その際、忘れてならぬことは、この過程が、社会主義世界体制の増大しつつある力量が帝国主義支配の地位を、ますます揺り動かしている資本主義の全般的危機の第三段階の諸条件のもとで、生じているということである。それ故に独占資本は、その支配を揺り動かすかも知れない一切の政治的紛糾を避けることに関心がある。このような条件のもとでは、公然たる没落化の、あまりにも急激なテンポとあまりにも大きな規模とは、西ドイツにおける支配層にとって危険なものとなりうる。したがって彼等は、西ドイツ農業政策に対する農民の抵抗の増大をば、独占の利益と農民の利益との

西ドイツ農業における国家独占資本主義（振津）

矛盾が公然化しないように構造改革を推進しようと努めている。問題なのは、従来どおり農民を西ドイツにおける独占資本の支配にとっての社会的支柱として維持することである。したがって政治的な理由が、農民たちの直接的な土地没収と彼等の土地からの駆逐に対して一定の限界を置いていのである。

だが、独占資本の利潤関心と政治計画、特にEECにおいて優勢を占めようとする努力、さらには科学・技術革命の諸条件、わけても重大なのは両体制間の経済競争は、西ドイツ農業における集積過程の急速な前進を必要としている。それ故に、「垂直的統合」とか「結合経営」のような集積過程の形態が、ますます大きな意義を獲得している。このような形態は、「形態上なお広範囲におよぶ私的生産基盤を維持する分散的形態が残留し、勤労農民が小資本家とともに完全に金融資本に従属させられるような方法で、西ドイツ農業を独占資本の搾取目的のために組織する」⁽¹⁹⁾のに貢献している。

農業生産者は、供給者として、かつまた通例、購買者としても、契約システムをとおして工業あるいは大商業の独占企業に固く結びつけられている。契約のなかでは直接的な生産

過程に対する規定、たとえば、いかなる種類の穀種を使用すべきか、いかなる耕作労働が行なわれるべきか等―ならびにまた供給すべき量と価格が決定されている。通例「統合者」によって信用も保証される、あるいは生産手段の一部が提供される。それ故に「契約農民」は、ますます多く他人の財産である生産手段をもって労働する。生産過程の組織と形成において、また、彼等の影響はますます少ない。全く同様に、彼等は、決定された価格で引渡さねばならぬ彼等の生産物に関する処分権を失っている。生産手段を「統合者」から受け取る場合には、農民は自分たちの提供した労働に対する報酬のみを入手するにすぎないことがしばしばである。したがって、この「結合経営」をとおして、農民は「統合者」として現われる独占企業に広範に従属している。

「垂直的統合」の担い手および創始者は、とりわけ農産物を加工する産業部門の大独占企業である。このことは、決して偶然ではない。このような産業部門においては、収益性と競争能力とは、大規模生産の段階、最新式の技術的方法とテクノロジーの使用に決定的に依存している。だが、このことは第一に、農産物に関する供給の地域的集積を前提してい

る―これは輸送費の額にとって重要である―そして第二に、不斷に大量に存在して、質の変動から自由でなければならぬ規則的な供給を条件づけている。この第二の前提は、受容力の相応な均等負荷にとつて、価格に有利な加工にとつて、同時に独占企業の利潤額にとつてきわめて重大なものである。

このような工業と農業の分業から生ずる要求は、農業生産の相対的に貧弱な集積度と対立している。それ故に「垂直的統合」あるいは「結合経営」は、この矛盾を独占資本の利益に適合した方法で解決するための基本的な道を提示している。この道に迎合することは、とりわけ勤労農民が、近代的生産方法に対する資本を入手するために、不変の質を確保するために、競争に耐えて留まるために、大きな困難を持つということである。ポンの国家が圧倒的部分の勤労農民を振興するに値しないものとみなしているの、かつ、彼等が信用を入手することがきわめて困難であるので、勤労農民には「垂直的統合」以外の道はほとんど残っていない。

それが農民にどのような結果をもたらすかを、ほかならぬ西ドイツ農民連盟総裁レーヴィンケルが次のように書いた。

「金融能力のあるコンツェルンは、生産者から危険を取り除くことを慈悲深くも買つてでている……。かくして、その場合、農民家族が実際に収入を引出すことのできたすべてのものが、慈悲深くも取除かれてるように思われる。飼育、飼料の供給、通例そのうえに既舎の建築、小売りと完成商品の売却は勿論のこと、そして農民が肉鶏、産卵鶏、肉豚、あるいは肉牛の全生涯のあいだ担わねばならぬ危険のみが残つて⁽¹²¹⁾いる。」ここには、農民が独占資本による「統合」をとおして強力に資本主義的搾取に従属させられていることが、正しく描写されている。この契約システムは、農民から、その経営の自主的管理の可能性を奪うものである。彼等は、自主的な商品生産者であることをやめて、独占資本の農業契約労働者になっている。彼等は、窮極的に次の二点において純粋な農業賃金労働者と区別されているにすぎない。「1.資本主義的な賃金労働経営においては、企業家が伝染病、凶作、市場変動等に際する損失を自己負担せねばならず、賃金労働者のこれらの損失とのかかわりが相対的に少ないのに対して、『垂直的統合』のもとでは、このような危険の大部分が直接的生産者・『契約農民』に転嫁されている。

西ドイツ農業における国家独占資本主義（振津）

2. 農業労働者については、その階級的な地位が明白にプロレタリアートに属しているのに対して、『契約農民』は相変わらず『自営者』とみなされている。このことは、契約農民の政治的立場に影響をおよぼすだけではなく、彼等の見せかけの財産を維持するためにきわめて強い努力を払わせている。そのため契約農民は、最大の労務給付ならびに最もきびしい個人的犠牲と欠乏に対して備えている。したがって、契約農民は、独占資本にとって特殊な恰好の搾取対象である。⁽¹²²⁾

西ドイツ農業の国家独占的規制、特に市場規則は、「垂直的統合」を促進するのに貢献している。たとえば既掲の牛乳および脂肪法において、牛乳の生産および販売地域が厳格に規制されている。そのために、牛乳生産者と加工業者の関係について強固な国家的に規定された枠が存在している。この限界内において、農民の加工独占企業への従属をさらに一層拡大する追加協定が可能である。

市場規則とやらんで西ドイツ国家は、その規制活動において「垂直的統合」を促進するために農業ライファイゼン協同組合をも利用している。金融資本の支配的グループとの密接な結合をとおして、そして国家の立法たとえば協同組合法を

とおして、ライプハイゼン協同組合は、西ドイツにおける国家独占資本主義の支配体制のなかへ編入されている。その特有の機能は、独占資本のために、できる限り包括的に農民を組織することにある。きわめて重大なことは、さまざまな農産物の供給を集積し、それによって「垂直的統合」にとつての一定の前提を創り出すために、農業生産者を「水平的」に掌握することである。

搾取の増大、科学・技術革命およびEEC農業市場の圧力といった諸条件のもとにおいて、農民とりわけ勤労農民がその存在を維持し、その状態を改善するために新たな可能性を求めることは、決して偶然ではない。次第に増大する規模において、農民は生産手段の共同利用へ、協同組合的協力の新たな形態へと、しかも生産の領域において移行しつつある。一九六〇年以降、組合の、特に生産組合の数は、著しく増加している。今日すでに、これらの組合は二万以上も存在しており、それに関係のあるものは、機械、開墾、排水穀種、飼育、搾乳、肥育、果物、森林、土地改良および農場の組合である。

わけても重大なのは、このような組合の成長が、わが国の

社会主義農業の影響に帰因していることである。組合は、西ドイツにおける支配的な生産関係の時代おくれであることを農民に対して明らかならしめている。したがって、組合の発展は積極的な意義を有し、それは適切な条件下において民主的・反独占的闘争の重要な部分となりうる。

だがさらに忘れてならないことは、この組合が現代資本主義の生産関係のもとにおいて、農業資本主義的要因を強めるためにも奉仕しうることである。全く同様に、それは独占資本のために余すところなく利用されうる。このような観点から、西ドイツ国家は組合の発展に目をむけている。西ドイツ国家は、独占資本のために農業生産の集積と専門化を促進しようとして組合を利用しつつしている。西ドイツ国家は、また、組合を国家の管理下に置こうと努力している。かくして、たとえば西ドイツ国家の財政分配は、一定の負担と結びつけられている。さらに西ドイツ国家は、農民の結合に株式会社形態を与えようと努めている。それ故に、組合の活動領域は、現在のところ西ドイツにおける支配的独占グループとその国家によって規定されている。

目下、農業部門における新たな国家的措置が論議されてい

る。かくして、たとえば農民連盟とライファイゼン組合は、市場構造法の草案を提起している。この草案の中心に、生産

(123)

組合がある。このことは、決して偶然ではない。このことのないに、中小農が農民連盟の指導に加えている圧力が反映されている。既に強調されたように彼等は、この組合のなかに、E E C農業市場の諸結果を前にして、彼等の存在と一定の保護を維持する道を看取している。農業資本主義的要素もまた、生産組合のなかに、その競争能力を改善するための可能性を看取している。この点に関して、市場構造法の草案

は、基本的に同調させられている。したがって草案のなかで、西ドイツ国家が生産組合を振興することが要求されている。このことは、統一的な生産物の基盤を創り出すための転換の援助、投資援助、運輸手段と相談所に対する補助金をとおして行なわれることになっている。そのための資金が、連邦財政のなかに準備されることになっている。草案にはさらに、生産組合が引き続き生産のみに限定されること、および農産物の販売がとりわけ農業ライファイゼン協同組合に依然として留保されることが、あらかじめ考慮されている。両者はまた、一定の条件のもとでは購入と販売の、農産物の耕作

西ドイツ農業における国家独占資本主義（振津）

と加工の分野における活動に際して、国家の財政援助を受け取ることになっている。

だが、この市場構造法草案の限界性は、西ドイツ国家に、生産組合への大きな影響力が認容されていることのなかに現われている。法案の%は、国家装置の役割にあてられている。たとえば連邦食糧・農林省は、一般的に生産組合が形成される条件を決定することになっている。刑罰規定は別として、これらの決定は、西ドイツ国家の専断に組合をゆだねるのに十分なものである。

にもかかわらず、この市場構造法の草案は、大独占とボン与党の拒絶にぶつかった。その際、何が問題であったかは、大ブルジョアジーの新聞「デイ・ヴェルト」の論説のなかに述べられていた。一九六四年九月一二日版に、次のように書いてあった。「それにもかかわらず、市場構造法と関連してさらに徹底的な論議を行なう必要のある二点が、特に存在する。第一に、生産者が耕作と加工の企業において望んでいる相応な影響力、第二に、キリスト教民主同盟／キリスト教社会主義同盟および自由民主党の系列において論議された意見、つまり市場構造に市場操作のための中央基金をもつ

二二一 (七六七)

て『栄冠を授ける』ため、農民連盟やライフアイゼン組合によって勧告されたよりも遙かに強く市場構造を引き締めること。「ここで明らかに述べられていることは、農民連盟やライフアイゼン協同組合によって提案された市場構造法案草案が、独占資本の利益を十分に考慮していないということである。

それ故に一九六四年九月九日、キリスト教民主同盟の連邦委員会が農業政策に関する独自の法案を、しかも市場構造基金法を提案した¹²⁴ということもまた不思議ではない。この法案においては、独占の、特に加工産業の利益が中心にある。法案は、「垂直的統合」の促進をあらかじめ考慮して、農産物に手を加えて加工する企業にEEC農業市場での競争能力を高める可能性を与えている。

この草案のなかには、公然たる法的準備の形態において市場基金を創設することが詳細に提議されている。この市場基金は、合理化と優良農産物の生産を促進し、同様に農業および食品産業の販売をも促進することになっている。その上の基金は、「EEC加盟諸国と同等の競争関係を創り出すのに適した措置」をとることになっている。これに属してい

るのは、介入および貯蔵契約ならびに輸出の振興である。そのために、補助金支給、信用供与および低利信用措置が行なわれ、保証債務が引き受けられることになっている。市場構造基金の理事および理事会、その個別的下部基金の管理委員会において、相応の地位が独占に委譲されている。農民連盟とライフアイゼン組合の市場構造法の草案のなかで主要な役割を演じている生産組合に関しては、それは、キリスト教民主同盟の草案のなかでは片手間に言及されているにすぎない。このことに割り当てられているのは、ほとんど「垂直的統合」のための援助機関の役割である。この市場構造基金の資金調達は、連邦財政からと手数料の徴収によって、たとえば屠殺手数料への付加税としての税金の徴収をとおして行なわれることになっている。つまり消費者、しかも大体において労働者階級と農業生産者そのものが、この基金に資金を調達することになっている。

この市場構造基金に関する草案の通過は、西ドイツ農業の国家独占的規制の一層の拡張を意味するであろう。集積過程、殊に「垂直的統合」が促進されるであろう。独占資本は、その価値増殖条件を、農民の、とりわけ勤労農民の犠牲で改

善しうるであらう。これにくらべて農民の利益は、キリスト教民主同盟の草案においては無視されている。ボン権力者が望むか否かにかかわらず、独占資本と大多数の農民との対立は、さらに増大するであらう。勤労農民にとって益をわしい解決は、彼等が独占支配者と反動的國家装置に対する積極的な闘争を遂行する場合にのみ可能である。このことはさらにも、彼等が西ドイツ労働者階級と同盟して、両者が西ドイツにおける現在の支配關係を變革するため、共同して闘争に立ち上る時のみ大成功を収めるのである。

- (91) この節の仕上げのために感謝したえぬことは、ヘントリンのドイツ農業科学アカデミー付属農業史研究所から一連の資料を用立てていただいたことである。
- (92) この過程の原因では、このことは詳しく立入ることをできぬ。この点については、ヴェー・イ・レーニン、ロシアにおける資本主義の發展、全集第三卷二六頁参照のこと。
- (93) 前掲書三三三頁参照のこと。
- (94) Agrarbrief (Bonn), Informationsdienst der CDU und CSU, 26. März 1964, S. 3.
- (95) Bundesgesetzblatt I, 1955, S. 565.
- (96) Ebenda, S. 565.
- (97) Statistisches Jahrbuch für Ernährung, Landwirtschaft und Forsten laufend.

西ドイツ農業における國家独占資本主義(振津)

- (98) 耕地整理は、その内容からみれば農業の包括的土地改良の一種である。耕地整理によって、農業経営の分散した耕地が一まとめにされる。それによって一経営の経営面積が、広々と整理される。
- (99) 拡大によっても同様に、農業経営は面積的に大きくなる。
- (100) 転任は、農業経営が狭い村落状態からひきだされて、経営面積の増大のもとで広々とした耕地において新たに定着せられることを意味している。
- (101) Bayerisches Landwirtschaftliches Wochenblatt, 14. September 1963, S. 3.
- (102) Deutsche Landwirtschaftliche Presse, Hamburg, 1963, Nr. 34.
- (103) Württembergisches Wochenblatt für Landwirtschaft (Stuttgart), 1. Juni 1963, S. 426.
- (104) Deutsche Landwirtschaftliche Presse (Hamburg), 22. August 1964, Nr. 34, S. 338.
- (105) 石灰窒素は、一九六六年にはほぼ六割高くなった。キロ・グラム当り窒素価格は、ほぼ八ペニヒ騰貴した。トーマス燐肥(P₂O₅)は、キロ・グラム当り三十七ペニヒから四〇ペニヒに上昇した。(Vgl. Deutsche Bauernzeitung, 30. Juni 1966.)
- (106) Bericht der Bundesregierung über die Lage der Landwirtschaft gemäß § 4 des Landwirtschaftsgesetz (Grüner Bericht 1964.) S. 48. — DW I-Bericht, 1964, Heft 19, S. 7.

二二三 (七六九)

